

三芳町マスコットキャラクター「みらいくん及びのぞみちゃん」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三芳町マスコットキャラクター「みらいくん及びのぞみちゃん」及び付随する画像及びイラスト等(以下「マスコット等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 マスコット等は、次の各号のいずれかに該当した場合、使用することができる。

- (1) 三芳町及び三芳町が主催する事業の開催に協賛する団体等が当該事業に使用するとき。
- (2) 三芳町が協賛する事業を実施する団体等が当該事業に使用するとき。
- (3) 三芳町町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 三芳町内の行政区及びコミュニティ組織等がコミュニティ活動の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めたとき。

2 マスコット等を使用する者は、マスコット等使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第3条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコット等の使用を承認するものとする。

- (1) 三芳町及びマスコット等の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 三芳町の正しい理解の妨げになり、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) マスコット等を正しい使用方法に従って使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長がマスコットの使用について不相当と認めたとき。

2 前項の承認は、マスコット等使用(内容変更)承認通知書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 マスコット等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、マスコット等の使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を許可なく改造してはならない。
- (4) マスコット等の使用に当たり、別記の表記(「使用例」参照)を付すこと。
- (5) 承認された物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (6) 営利を目的として使用する場合、年度末の翌月10日までに、マスコット等使用商品等販売

状況報告書(様式3号)を提出すること。

(承認内容の変更申請)

第6条 マスコット等の使用承認後、承認された内容について変更する場合は、変更する前に町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、マスコット等使用内容変更申請書(様式第4号)をもって行うものとする。

(承認の取消)

第7条 町長は、マスコット等の使用が本規程及び承認された内容に違反していると認められるときは、当該マスコット等の使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、マスコット等使用承認取消書(様式第5号)をもって行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるものの他、マスコット等の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。